

---

「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」及び  
「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」について  
(証券取引等監視委員会からの寄稿)

---

平成 23 年 11 月

平成 22 年 1 月より、証券取引等監視委員会から、個別の調査・検査事案から得られる問題意識を中心とした最新のトピックについて定期的に御寄稿いただいております。

第 16 回目のテーマは、『「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」及び「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」について』です。

「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」及び「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」について

証券取引等監視委員会事務局 証券検査課  
課長補佐 坂部 一夫

## 1. はじめに

証券取引等監視委員会（以下「監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護であり、証券検査は、市場の仲介者たる金融商品取引業者等の業務や財産の状況の検査を通じて、これらの使命を果たす役割を担っている。

証券検査は、金融商品取引法に基づき登録等を行い、当局の監督下にある金融商品取引業者等に対する検査を通じ、投資者保護の確保に努めてきた。

近年、証券検査を取り巻く状況は大きく変化している。金融商品取引法の施行を含む数次にわたる制度改正により、証券検査の対象には、集団投資スキーム（ファンド）持分の運用・販売を行う業者等といった新たな業態が加わるとともに、対象業者数も大幅に増大している。また、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。

このような状況下、監視委が実施した証券検査においては、各業態において、多種多様な指摘事項が認められており、当該指摘内容について監視委が公表している「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」（以下「主な指摘事項」という。）及び「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」（以下「指摘事項に係る留意点」という。）について以下に説明させていただく。なお、本稿中、意見にわたる部分については私見であることをあらかじめお断りしておく。

## 2. 主な指摘事項について

監視委が証券検査を行った場合には、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告を行い、当該勧告事案について監視委ウェブサイトにおいて公表している。

また、勧告に至らない事案についても、投資者保護、金融商品取引業者等の自主的な改善を促す観点などから平成 19 年より 4 半期毎にとりまとめ、必要と認められる事案について「主な指摘事項」として公表している。

なお、「主な指摘事項」については勧告事案とは異なり、金融商品取引業者等の個社名の公表は原則控え、指摘の要旨について公表しているところである。

平成 23 年 4 月から同年 9 月までに検査を終了し、同年 7 月及び 10 月に公表した「主な指摘事項」を見ると以下のような状況が認められる。

### ○ 指摘の状況

今回公表した「主な指摘事項」については合計 16 件の事例を公表しているが、うち 6 件が一種（有価）証券会社に対する指摘であり、自己資本規制比率につき虚偽の届出をしているもの、純財産額が最低純財産額を下回る状況など、財務の健全性に関する指摘が複数認められている。

また、適格機関投資家等特例業務届出者に対して、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げる行為が認められた。なお、引続き特例業務の要件を満たすことなく自己私募及び自己運用が行われている状況も認められている。

その他、システムリスク管理態勢の指摘や本人確認義務違反といった指摘も認められている。

### 3. 指摘事項に係る留意点について

「主な指摘事項」については、多数の事例を公表する観点から、個別事例の記載については簡略化して記載しており、指摘の詳細な背景・留意点が必ずしも十分とは言えない。この点を補うため、平成 22 年 4 月以降終了の検査分より「主な指摘事項」と同時に「指摘事項に係る留意点」を公表することとした。

「指摘事項に係る留意点」の構成は、左に指摘事項に係る【事実関係等】を記載し、右半分に【留意点】として、当該指摘事項に関し、背景や監視委が有する問題認識を記載することとし、当該指摘事項の対象者だけに限らず、同様の業務を行っているその他金商業者等に対し、留意していただきたい事項を記載することとしている。

今回の公表を含め、6 回、19 事例を公表しており、金商業者の業種別に見ると、証券会社に関するもの 10 事例、投資助言・代理業 4 事例、集団投資スキームを取扱う適格機関投資家等特例業務届出者 3 事例、投資運用業 1 事例、第 2 種金融商品取引業 1 事例となっている。

平成 23 年 4 月から同年 9 月までに検査を終了し、同年 7 月及び 10 月に公表した「主な指摘事項」の状況は以下のとおり。

- (1) 当社（証券会社）は、純財産額及び自己資本規制比率の法定の水準を維持できないことは明白であることから一部経費について簿外とするなど、虚偽の純財産額及び自己資本規制比率を算出し当局に届出等をしており、また、社長が常勤していないなど、経営管理態勢の不備も認められる。  
本件は、純財産額等について法定の基準を下回っている状況を隠す目的で、不適切な会計処理を行っており、悪質な行為である。
- (2) 当社（適格機関投資家等特例業務届出者）が取得勧誘している集団投資スキーム持分について、運用実績によっては損失を生ずる可能性があるにもかかわらず、銀行の定期預金と同様であるなど、元本が毀損するリスクのない金融商品であるかのように、虚偽の告知を行うなどしていた。

適格機関投資家等特例業務届出者が、特例業務を行うに当たっては、投資者保護の観点から、健全かつ適切な業務運営に努めることが求められる。

- (3) 当社（投資運用業者）資産の大半は、元利金とも回収可能性が極めて困難な貸付金が占めており、元利金を資産から控除して計算すると法令で定める最低純財産額を下回る状況であり、また、会社運営を取り仕切る常勤役職員が不在な状況が継続しており、的確な業務運営を行える態勢にはない。

金融商品取引業者等は、金融市場の担い手としての重大な社会的責任を認識し、投資者保護と公正な市場形成の観点から適切な経営を行わなければならない。

- (4) 当社（第2種金融商品取引業者）は、集団投資スキーム持分の私募の取扱いに関して、顧客に対し、「当社が取り扱っているファンドに出資すれば、保有している未公開株を買い取る。」など、通常のサービスと考えられる以上の特別の利益提供を約して、ファンドの取得勧誘を行った。

本件において「保有する未公開株を買い取る。」との条件提示を受け出資を行った顧客の中には、ファンド自体の商品性の説明を受けることなく出資を決めた顧客も認められるなど、当該条件の提示が顧客の出資の判断に与えた影響は大きく、投資者保護上、重大かつ悪質な行為である。

これらの「指摘事項に係る留意点」についても、上記2.の「主な指摘事項」と併せて、内部管理態勢、法令等遵守態勢の充実・強化に活用いただきたい。

#### 4. おわりに

監視委としては、投資者保護、金融商品取引業者等の自主的な内部管理態勢の充実・強化に向けた取組みを促す観点から、今後も、「主な指摘事項」や「指摘事項に係る留意点」の公表を含め、各業態に対し幅広い情報発信を行っていく考えである。加えて、新たな類型の指摘に限らず、従前より指摘のある事例につき、依然として不十分な事例が認められる場合などにも、改めて注意喚起を促すために「指摘事項に係る留意点」として公表していくこととする。